広島県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十八年七月十九日

広島県選挙管理委員会委員長　橋　本　宗　利

別表

指定施設			変更事項	変更後
種類	名称	所在地		
身体障害者支援施設	身体障害者療護施設　清風会吉田清風荘	安芸高田市吉田町竹原1900番地1	所在地	安芸高田市吉田町竹原1759番地1